

**第16章 行方不明者の捜索・遺体対策**

行方不明者の捜索・把握、遺体対策を円滑に実施する。

~~第35節 危険物の災害予防対策【第15節へ】~~

~~第36節 危険物の応急対策【**応急・復旧・復興対策計画・15-5~7へ**】~~

~~第12章 消防体制~~

~~第37節 火災対策【第17節へ】~~

~~第38節 消防体制の充実強化【第18節へ】~~

~~第39節 消防活動【**応急・復旧・復興対策計画・第15節へ**】~~

~~社会環境の確保~~

~~第13章 医療・救護~~

~~第40節 医療体制の整備【第19節へ】~~

~~第41節 医療救護活動【**応急・復旧・復興対策計画・第41節へ**】~~

~~41-1~4~~

~~41-5 市民等における事前の対応【19-6へ】~~

~~第14章 衛生・廃棄物等【第10章へ】~~

~~第42節 防疫・保健衛生活動【**第33節へ**】~~

~~42-1~3 【**応急・復旧・復興対策計画・第32節へ**】~~

~~42-4 生活雑用水の確保【33-1へ】~~

~~第15章 物資の確保と供給体制【**第9章へ**】~~

~~第44節 物資の確保と供給【**第32節へ**】~~

~~第16章 行方不明者の捜索・遺体対策【**第11章へ**】~~

~~【以下 **応急・復旧・復興対策計画・第34~36節へ**】~~

- ~~第45節 組織と事務分担~~
- ~~第46節 行方不明者の捜索~~
- ~~第47節 遺体対策~~
- ~~第48節 遺体の火葬~~
- ~~第49節 民間への協力要請~~

~~【以下 **応急・復旧・復興対策計画へ**】~~

**第11章 行方不明者の捜索・遺体対策**

災害時の行方不明者の捜索・把握、遺体対策を円滑に実施するため、平常時に警察等関係先と協議して、手順書等を整備しておく。

災害時の安否確認のため、市民等各通信事業者が提供する安否確認サービス等を利用できるよう、平常時から連絡手段の確保に努めるように周知する。

また、区役所は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適切な場所を確保する。

検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保できるようにする。

~~第17章 警備体制~~  
~~第18章 広聴~~  
~~第19章 住宅~~  
~~第20章 義援金品~~  
~~第21章 金融支援等~~  
~~第23章 激甚災害の指定~~

~~第3部 災害復旧・復興対策~~  
~~第1節 災害復旧対策~~  
~~第2節 復興対策~~